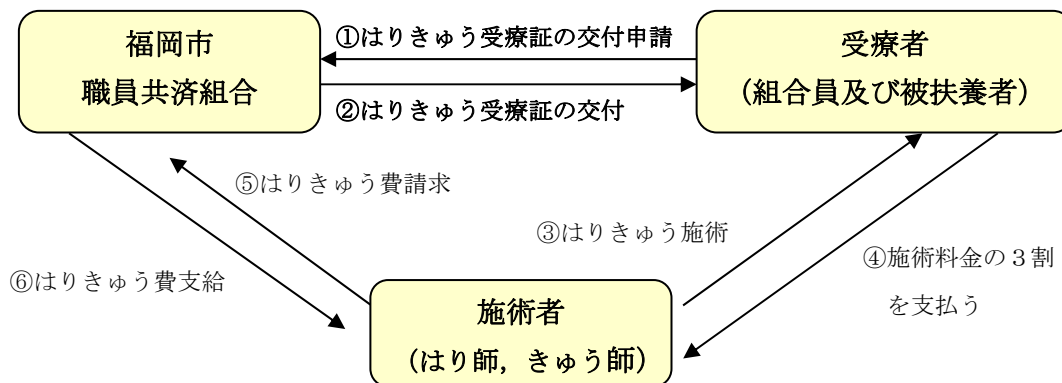


はりきゅう費助成事業（概要）

当組合では、組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成する「はりきゅう費助成事業」を平成26年7月から開始しております。

※ 健康保険の療養費の対象となるはりきゅうの施術は、はりきゅう費助成の対象にはなりません。

《助成の流れ》



《施術を受けるには》

指定のはりきゅう施術所で、「はりきゅう受療証」と「組合員証（又は被扶養者証）」を提示して施術を受けてください。施術後、「はりきゅう費支給申請書」に署名し、施術料金の3割を施術者へお支払いください。

※ 当組合指定の施術所は、「福岡市職員共済ホームページ」に掲載しております。（随時更新）

《施術回数》

一人につき 一日1回、一月10回まで

《施術料金》

地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費の対象となるはりきゅうの施術料金の算定基準に準じます。

施術料金の算定基準

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,710円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,760円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,540円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,590円

※ 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算。

※ 初検料について・・・毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、最初の施術を受ける際に初検料が発生します。